

平成25年（ワ）第252号、平成26年（ワ）第101号、平成27年（ワ）第34号、平成29年

（ワ）第85号、令和元年（ワ）第274号 損害賠償請求事件

原告 菅野 清一 外374名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面（284）

（弁済の抗弁について）

令和2年6月12日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	田 中 清
同		小 谷 健太郎
同		川 見 唯 史
同		棚 村 友 博
同		田 中 秀 幸
同		青 木 翔太郎
被告訴訟復代理人	弁護士	三 森 健 司
同		堀 口 拓 也

目 次

第1 はじめに	4
第2 財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となること【費目間の融通】	4
1 総論	4
2 被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要.....	6
3 賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること.....	6
(1) 本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは 同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、費目相互間の融通（弁済 の充当）が認められるべきであること.....	6
(2) 原告らの主張する精神的損害には、平穏生活の侵害という生活基盤（住居 及び家財等）の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれており、 被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被 侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通（弁済の充当）が認 められるべきであること.....	7
(3) 同種の裁判例においても費目間での融通が認められていること.....	9
(4) 小括	11
第3 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべき であること【世帯内融通】	11
1 はじめに	11
2 世帯内融通が認められるべきであること.....	12
(1) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること...	12
(2) 世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと.....	13
(3) 反訴又は別訴提起に伴う煩瑣.....	14

(4) 裁判例等の考え方	15
3 世帯内融通の方法	18
4 小括	18
第4 結語	19

第1 はじめに

本準備書面は、現時点までにおける原告らに対する賠償状況に基づき、被告の弁済の抗弁に関する総論を主張するものである。

また、被告は、本書面で明らかにする弁済の抗弁の主張を前提として、本事件の口頭弁論終結時点における被告の原告らに対する全ての賠償実績表（本件事故当時に原告らと同居していた訴外の世帯構成員に対する支払を含む。）を証拠として提出し、各原告に対して主張する具体的な弁済の抗弁の金額を明らかにすることを予定している。

第2 財産的損害に対する賠償金を含む全既払金が弁済の抗弁の対象となること【費用間の融通】

1 総論

本件訴訟において、原告らは本件事故によって被った精神的損害の賠償等を求めているが、そもそも、本件事故による原子力損害については、その損害の内容が精神的損害及び財産的損害であるかの別を問わず、実体法上の請求権としては、原子力損害賠償法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、両損害の賠償を訴訟上併せて請求する場合には訴訟物の個数としても1個である（最高裁昭和48年4月5日判決・民集27巻3号419頁〔以下「昭和48年判決」という。〕¹。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。）。

したがって、原告らが精神的損害の賠償等を請求をしている本件訴訟において

¹ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するからそれぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は、「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上の損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上の損害とを相互に融通して認容することができるとした。

は、原告らは本件事故による上記1個の損害賠償請求権のうち、任意の範囲で明示的な一部請求を行っているものと理解される。

そして、かかる一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合、通常であれば、まずは各原告が被った財産的損害・精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するというのが判例通説である（いわゆる「外側説」。前掲昭和48年判決、最高裁平成6年1月22日判決・民集48巻7号1355頁）。

したがって、かかる判例通説に照らせば、本件訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で（この点についての主張立証責任は原告らの側にある。）、そこから全既払金を弁済の抗弁として控除し、その残額の有無や範囲を前提に請求の当否を判断するというのが本来あるべき取扱いである²。

なお、交通事故における入通院慰謝料や後遺障害慰謝料、休業損害、逸失利益等の各損害項目のように、単一の訴訟物の中に性質を異にする損害項目が複数含まれている場合においても、自賠責保険金のように法令で充当先が人身傷害に限定されているような場合を除き、任意の弁済金について損害項目ごとに充当関係が判断されるという取扱いが当然に採用されている事実はない。また、労災保険給付金のように直接の賠償義務者ではない者が支払った金員をどの損害項目と損益相殺するべきであるかとの議論が、本件訴訟において、直接の賠償義務者である被告が支払った賠償金について当てはまらないことはいうまでもない。任意の弁済金については、あくまで前掲昭和48年判決が示した訴訟物1個説及び外側

² 本件と同種の集團訴訟である京都地裁平成30年3月15日判決（乙B159）や札幌地裁令和2年3月10日判決（乙B156）などでは、原告らの被った財産的損害・精神的損害の合計額から、既払金全額を控除した残額が原告の一部請求額を上回っているか否かによって請求の当否が判断されている。

説に従い、その費目を問わず全損害額に充当するというのが実務上の運用であり、費目間の弁済の融通を認めない判決は最高裁の判例違反となる。

2 被告による原告らに対する裁判外での賠償の概要

被告は、裁判外において、原告らを含む避難指示解除準備区域の住民に対して、平成23年3月11日（平成23年3月分は1か月分として10万円）から平成30年3月末までの85か月について、中間指針を踏まえた被告の賠償基準に基づき1人当たり月額10万円の賠償を減額せずに合計850万円を支払っている³。なお、原告らが本件事故時に居住していた川俣町に対する避難指示は平成29年3月31日午前0時をもって解除されているが、被告は、避難指示解除の有無にかかわらず、精神的損害の賠償対象を平成30年3月末までとしていることを改めて付言する。

以上の慰謝料の賠償額とは別に、被告は、原告らに対し、財産的損害について十分な額の賠償を行っている（財産的損害の賠償総額及びその内訳等については、乙C各号証に基づく損害各論書面において詳しく主張を整理する予定である。）。

3 賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきであること

（1）本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害とは同一の損害賠償請求権を構成するものであるから、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきであること

前記2のとおり、避難指示解除準備区域に居住していた者に対する被告による裁判外の賠償は、名目上は精神的損害に対する賠償と財産的損害を含むその余の

³ 中間指針は、第2期（本件事故発生から6か月が経過した日以降の6か月間）の精神的損害については1人月額5万円を目安とするとの指針を定めているが（乙B5〔中間指針〕18頁、同21～22頁）、被告は、この時期以降についても本件事故発生当初の時期の1人月額10万円の慰謝料額を減額せずに支払っている。

損害に対する賠償をそれぞれ区別してなされているというのが実情である。

しかしながら、前記1のとおり、そもそも本件事故という同一の不法行為により生じた財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られておらず、費目相互間の融通も認められている（前掲昭和48年判決に係る最高裁判所判例解説〔最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）〕458頁）。その意味で、被告による裁判外の賠償における名目上の区別は、結局のところ損害総額を算出するための単なる計算要素に過ぎない。

このように本件事故という一つの不法行為により発生した精神的損害と財産的損害に係る損害賠償請求権が実体法上一個の請求権であり、原告らも精神的損害の評価根拠事実として避難に伴う費用負担増その他の財産的損害（例えば、自家消費野菜や近隣からのお裾分け等を得られずに生活費の支出が増えたこと、通勤等に要するガソリン代の支出が増えたこと、職業を喪失したことにより経済的に困窮したこと等）を主張していることにも照らせば、本件訴訟における原告らによる精神的損害の賠償請求に対する弁済の抗弁として、裁判外における精神的損害及び財産的損害の賠償額の総額をもって弁済の抗弁を主張することは被告における適切な防御権の行使であり、そうすることは当然に許されるべきである。

(2) 原告らの主張する精神的損害には、平穀生活の侵害という生活基盤（住居及び家財等）の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれており、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきであること

前記（1）で述べたとおり、本件訴訟の訴訟物は、本来同一の損害賠償請求権を構成する財産的損害及び精神的損害に係る請求権のうち、原告らが任意に選択

した一部の請求権である。よって、実体法上一個の請求権であること（本件事故により生じた損害を包括して一つのものと把握すること）を前提とすることが肝要である。具体的にいえば、本件訴訟において一部請求の対象とされている費目に留まらず、被告による財産的損害の填補も踏まえ、全体的な額として、被侵害利益とされる平穏な生活を享受する利益の侵害に対する慰謝として十分であるか否か（平穏な生活の回復に十分であるか、あるいは、平穏な生活を回復し得ない部分の慰謝として十分であるか否か）を検討することが求められる。

そして、原告らの主張する精神的損害には、平穏生活の侵害という生活基盤（住居及び家財等）の財産的な損害に伴う精神的損害という性質が含まれているのであるから、被告が賠償済みの財産的損害と本件で審理対象となっている精神的損害の被侵害利益が共通していることに鑑み、費目相互間の融通（弁済の充当）が認められるべきなのである。

例えば、中間指針第四次追補を踏まえて行っている住居確保損害の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという従来の判例（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）によれば、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額であるところ、財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもので、その実質は、本件事故による財物損害の額を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである⁴。かかる住居確保損害の賠償は、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格

⁴ 住居確保損害の性質論（財産的損害の賠償とは異なり、追加的費用の支払であること）については「被告準備書面（13）『住居確保損害の位置づけ』」記載のとおりである。

によりこれを定めるという前掲判例（最判昭和32年1月31日民集11巻1号170頁）の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から財物の時価賠償を超えて支払いを行っているものである。かかる住居確保損害の賠償は、財産的損害の賠償としてではなく、むしろ、避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであり、その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払と評価されるべきものである。このように、住居確保損害の賠償によっても原告らの主張する精神的損害が填補されているにもかかわらず、原告らがそれを一切度外視して慰謝料額が不足すると主張しているのは明らかに不合理である。

以上のような住居確保損害の例に限らず、被告が原告らに対し慰謝料以外の財産的損害の名目で支払っている賠償金は、その名目にかかわらず内実としては原告らの平穏な生活の回復に向けられたものである（財産的損害の賠償総額及びその内訳等については、乙C各号証に基づく損害各論書面において詳しく主張を整理する予定である。）。

このような観点からも、財産的損害であると精神的損害であるとを問わず、賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきである。

（3）同種の裁判例においても費目間での融通が認められていること

実際、本件訴訟と同種事案に関する札幌地裁令和2年3月10日判決（以下「札幌地裁判決」という。）は、弁済の抗弁に関し、「被告東電は、既に原告らの一部に対して賠償しているが、それは、本件事故により原告らに生じた財産的損害と精神的損害に対して支払われたものであり、当事者の合理的意思を解釈すると、仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとはうかがわれない」ことから、「各原告に生

じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている（乙B156）。

また、本件訴訟と同種事案に関する千葉地裁平成31年3月14日判決（以下「千葉地裁判決」という。）においても、自主的避難等対象区域に居住していた原告について、同様に費目を問わず全損害額を認定した上で全既払金を充当するという処理をしている（乙B155の1、乙B155の2）。具体的には、例えば世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1（一時妊婦）に対して、被告は「①精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ（乙155の2・別紙23）、千葉地裁判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記①と②の合計60万円を全額既払金として充当して控除し（同・別紙24）、認容額は0円（請求棄却）と判断している。また、世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、千葉地裁判決は損害額を146万0740円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円）、これに対して、ADR手続で支払われた金員を含めた既払金の全額である131万1990円について既払金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（乙155の2・別紙25。なお、世帯内融通もしており、この点は、後述する。）。

このように、札幌地裁判決も千葉地裁判決も、当該原告らによる請求の立て方にかかわらず精神的損害と財産的損害を特に区別することなく既払金全額による弁済充当を認めているものであり、このような裁判上の取扱いは、被告の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

(4) 小括

したがって、本件訴訟においては、原告らに対する精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償額の合計額（ADR手続による和解を経ている場合の和解契約に基づく支払額を含む。）をもって、原告らの請求に対する弁済の抗弁を主張する。

以上の主張を前提とした各原告の請求に対する具体的な弁済の抗弁額は、最終準備書面に位置付ける損害各論において、原告ごとに主張する。

第3 世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであること【世帯内融通】

1 はじめに

被告は、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていること、本件事故により発生した損害賠償請求権は一個の請求権を構成するものであることに鑑み、原告らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯内融通は精神的損害・財産的損害の別を問わず、また、本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

この考え方は、本件と同種事案に関する前掲千葉地裁判決においても採用されている。すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、充當に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全体の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充當することとした（以下、他の原告についても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯内融通の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払金を融通して債務

に充当した（乙B155の1・371頁）。

このように世帯内の既賠償額の超過分については世帯内での融通・充当が認められるべきであることについて、以下詳述する。

2 世帯内融通が認められるべきであること

(1) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分を一括して受領していること

被告による賠償は、中間指針等を踏まえて被害者1人1人について個別に賠償金額が計算されているが、実際の支払は被害者1人1人に対して個別に行っているものではない。複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告に請求し、請求を受けた被告は請求を行った代表者に対して当該世帯の構成員全員分をまとめて支払っている⁵。

こうした請求及び弁済の受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限をもって世帯の他の構成員を代理しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる（詳細については後述するが、その最たる例として、世帯単位での定型賠償を原則とする家財賠償が挙げられる。）。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の融通が認められなければならない。

⁵ 直接請求時には、世帯構成員全員が署名した「委任書」を提出することにより、世帯代表者が被告に対して世帯単位の賠償金を一括請求できるという運用になっている。この点については、民法上の代理権授与により、世帯代表者が他の構成員（各委任者）に代わって、各委任者が得るべき賠償金を受領していると整理することが相当である。

(2) 世帯で共通する部分がある損害として認めるべきこと

さらに、被告がその賠償基準に基づいて支払っている賠償金の中には、生活基盤をなす財産的損害の賠償や住居確保のための資金の賠償、慰謝料のうちの生活費増加分等、世帯の構成員に共通する経済的利益の填補に充てられるべきものがあり、それらは支払の性質上も特定の世帯主個人の損害のみならず、世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものとして支払われているものであるため、こうした性質を有する自主賠償基準に基づく賠償金の支払については、個々の被害者に対する賠償金ではなく世帯全員に対する賠償金として認められなければならない。

被告による世帯代表者に対する賠償額の大部分については、その世帯構成員全員に共通する部分がある損害に対する填補としての意味を有するものであり、世帯内に対して家族分を含めた避難費用・一時立入費用等の賠償、世帯内の稼働者に対する就労不能損害、営業損害の賠償、世帯で所有して居住し又は使用している土地・建物・家財等の財物損害の賠償や新たに世帯構成員が居住する住居を確保した場合の住居確保損害等の賠償がなされている場合には、このような賠償により、世帯構成員全体に共通する損害が填補されていると評価できる実質があるから、被告による賠償金は世帯内部で通算され、融通された上で弁済に充当されなければならない。

前記2（1）で述べた世帯の代表者による代理受領という観点に加え、こうした被告による自主賠償基準に基づく賠償金の支払の性質の観点からも、名目上は1人の原告に対してなされた支払であったとしても、実質的には世帯の構成員全員に対してなされた支払であるから、世帯の構成員全員の損害填補に充当されるべきである。

(3) 反訴又は別訴提起に伴う煩瑣

他方で、仮に、世帯内部における構成員同士の弁済の融通が認められないとすれば、被告は、世帯の構成員に対する賠償に過払いが生じていた場合においてその返還を求めるためには、原告らに対して、不当利得返還請求の別訴又は反訴提起を行わなければならないこととなる。

被告の直接請求手続における損害についての賠償は、避難等対象者だけでも約16万人に及ぶ損害の賠償を簡易・迅速に実現するために、個々の事情を逐一確認することなく合理的な類型化を行っている。例えば、避難交通費及び家財道具移動費用であれば、領収書がなくても、原則として移動した日時と手段、経路を申告することによって、一定の賠償基準で賠償している（なお、避難等対象者においてこの基準額を超える実費の支出が領収書等により確認できた場合には、その額の賠償をしている。）ほか、将来分も含めた一定期間に発生する全ての損害項目に対する賠償金を包括して支払う方式（包括請求方式）を用いれば、実際に費用負担があったかどうかを問わず、帰宅・転居費用については1回分の5万円、一時立入費用については1回あたり5000円、同一世帯内移動費用については1回あたり5000円を要して月2回家族に会うことを前提として、1か月あたり1万円を賠償するほか、受診や受検に伴う交通費についても1年に1回健康診断や放射線検査を受けたことを前提として、1年あたり5000円を賠償している（これらの金額は1人あたりの金額であり、世帯人数に応じた金額を世帯へ賠償している）。

このように被告は、簡易・迅速な賠償を行うために、請求者の具体的な損害の発生を領収証等による客観的な証憑を確認することなく賠償している場合があり、原告らに実際に生じた損害を超えて賠償していたとしても、これを特定することもまた容易ではなく、仮に特定し得たとしても、反訴又は別訴提起による被告の負担は著しく過大なものであると考えられる。また、原告らにとっても、応訴の煩が生じることとなり、紛争の早期解決にも資するものではない（同旨「弁済の

充当」太田昇・判例タイムズ268号178頁（乙B157））。

以上の観点を踏まえれば、世帯内融通を認めて、本件訴訟での一回的な解決が図られるべきである。

（4）裁判例等の考え方

ア 千葉地裁判決

前記のとおり、前掲千葉地裁判決（乙B155の1、乙B155の2）は、かかる考え方に基づいて、弁済の抗弁（世帯内融通）を認めており、例えば世帯番号3に対する損害認容額は別紙25のとおりであり（乙B155の2・437頁）、損害額を146万0740円としたうえで、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断した。世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払い控除額として認めている（乙B155の2・435頁の別紙23、442頁の別紙28）。

また、世帯番号2については、原告間における同一世帯内の融通を認めている（乙B155の2・435頁の別紙23、438頁の別紙26）。

そして、この理は、原告らのみに限られるものではなく、むしろ、世帯単位で避難費用・一時立入費用、就労不能損害、営業損害等の財産的損害が幅広く賠償の対象とされ、世帯内に共通する財産的損害の填補がよりなされている避難指示等対象区域の居住者においても、より一層妥当するというべきである。

イ 東京地裁昭和45年8月31日判決（判タ254号197頁）

交通事故で子供が傷害を負い、親が子供の治療費を出捐して、自賠責保険金より弁済を受けた後、その弁済が過払いであることが判明した事案について、「弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関

係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえない。したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうる・・・・・損害賠償債権は、・・・・・弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したとき今まで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといふに形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである」と判示し、過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした（乙B158・201頁）。

この裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや当事者の合理的な意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分が子に充当されて、親子間での融通を認めたものであるが、同一世帯の構成員は経済的に同一体とみなすべき関係にあるから、本件訴訟においても、ある世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを同一世帯の他の構成員全員に融通することが認められるべきである。また、この裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるが、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、融通を認めないことによる債務者の不利益を考慮しているが、上記（3）で述べたように、本件においても、被告が過払いとなっている原告らに対して、不当利得返還請求をしなければならないこととするのは、紛争の一回的解決からしても合理的なものではない。

したがって、この裁判例からしても、本件において世帯内融通が認められるべ

きである。

ウ 学説上の考え方

また、この点については、一般の損害賠償金の弁済の充当の処理に関しても、「訴訟の段階において認められる損害額が、賠償金の支払い当時には必ずしも確定できないことが多いから、このような原則（引用者注：損害賠償請求権が各人ごとにそれぞれ成立するという原則をいう。）をつらぬくと、賠償金の支払いをした加害者に思わぬ損害と負担をかけ、事後処理がはなはだ煩雑になることは明らかである。一方、いまだ弁済を受けていない損害賠償請求権者としても、その超過部分が実質的に自己の損害への弁済となつてさえいれば、改めてその分の支払いを受けなくとも何ら不都合は生じないはずである。」「してみると、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしておりさえするならば、その超過部分を他の損害賠償請求権者の損害への弁済として流用し、煩瑣な事後処理を省くことの方が、当事者の利害を調和することになり、かつ当事者の合理的な意思にも合致すると解せられる。そこで、超過部分が他の損害賠償請求権者の損害を実質的に填補する機能をはたしていると認められるのはいかなる場合かということであるが、それには、加害者から賠償金を受領した損害賠償請求権者とその他の損害賠償請求権者との間に、同居している親族などのように経済的に同一とみなすべき関係があるか否かということを判断基準とするのが相当であると考えられる。右の両者の間に、経済的に同一とみなすべき関係がある場合においては、その一人に対する超過支払い部分も、結局は他者の損害に対する実質的な填補として機能しているはずである。」（太田昇「弁済の充当」判例タイムズ268号178頁（乙B157））との見解が示されており、その法律構成としては、当事者の合理的な意思解釈の問題であるとされつつ、「加害者から賠償金の支払いを受けた損害賠償請求権者は、その賠償金の一部につき、他の損害賠償請求権者の代理人としてこれを受領したものと解するのが、民法一〇

〇条の趣旨などに照らし、相当である」とされている（同）。

3 世帯内融通の方法

世帯内部で融通する際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（民法490条、488条4項4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当されるべきである。

具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。）、Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない（20の不足がある。）場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3：2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

4 小括

以上より、仮に被告による既払い額を超える損害が認容される場合は、同一世帯内の構成員の中に本件訴訟の原告である者とない者がいる場合においても、訴外の世帯構成員に対する既賠償額も考慮された上で、上記のとおりの世帯内融通がなされるべきである。

その関係で原告らが所属する各世帯につき、同一世帯内で原告になっていない者について支払われた額についても（対応する損害が認められない限り）弁済の抗弁の主張を追加する。

本書面の冒頭で述べたとおり、以上の主張を前提とした各原告の請求に対する具体的な弁済の抗弁額は、追って主張する。

第4 結語

被告は、申立人らに対して、財産的損害・精神的損害の別を問わず、原告らの個々の事情を踏まえて既に十分な額の賠償をしており、このような賠償実績全体で見ればこれを超える原告らの請求には理由がない。このことは、原告らの賠償受領額を世帯単位で見ればなおさらである。

原告らは、こうした全体の賠償受領状況についてことさら言及することなく、特定の費目（精神的損害、居住用不動産及び家財に限った財産的損害）のみを取り上げて請求してきているが、賠償実績で見れば原告らが既に十分な額の賠償を受けているにもかかわらず、原告らが損害項目を分断して部分的に請求することにより他の賠償状況を踏まえずに本来填補されるべき損害を超えて利益を得たり、こうした請求によって被告が一方的に不利益を被ったりするのは妥当でない。また、こうした技巧的な請求や弁済充当は、各原告がそれぞれ受領した賠償金の名目上の請求項目次第で（換言すれば、各原告が請求対象と定める費目の設定次第で）弁済充当の有無が左右されるという結果を招来しかねず、不合理である。前記のとおり原告らの原子力損害賠償請求権はもとより1個の請求権であることからすれば、財産的損害に対する賠償による損害填補の点を無視して、精神的損害の損害額を判断することはできない。ましてや、同一の事故により生じた精神的損害を「避難生活に伴う精神的損害」と「ふるさと喪失に伴う精神的損害」とに区別し、それぞれ別個の慰謝料請求権が発生するかのように主張し、後者について既払額の充当を認めない原告らの主張は、前述の判例法理に明確に反するものであって、誤りである。

貴庁におかれでは、本書面で述べた既払金の取扱いに関する法律上の整理を踏まえて、弁済の抗弁の成否及びその範囲について適正なご判断を頂きたい。

以上